

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

2 入札参加資格停止措置期間 令和5年9月6日から令和5年12月5日まで（3カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

西武建設株式会社は、建設業法（以下「法」という。）第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことにより、同社は国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第13号「建設業法違反」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第13号 ア 建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内
別表第4第13号 イ 建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	西武造園株式会社	東京都豊島区长崎5-1-34

2 入札参加資格停止措置期間 令和5年9月6日から令和5年12月5日まで（3カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

西武造園株式会社は、建設業法（以下「法」という。）第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。これらのことにより、同社は、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第13号「建設業法違反」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第13号 ア 建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内
別表第4第13号 イ 建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内